

社員行動指針

以下の行動指針は私たちが新和産業(株)の社員として仕事を進める上で、また普段の生活の中で行動の拠りどころとなるものを、具体的に定めたものです。

1. 安全優先の徹底

私達は、職務上のあらゆる局面において安全の確保を最優先します。

身の回りの危険を排除するとともに、労働関係法令、安全ルールを厳守し、さらに安全意識の徹底、危険予知能力の向上を図って健康で安全な環境作り、人作りに努力します。

万が一異常事態が生じた場合は迅速・的確な対応に努め、責任ある行動をとります。

2. 法令とルールの遵守

1) 厳正な職務の遂行

私達は、企業人として常に職務知識の習熟に励むとともに、関係する法令や社内規則・ルールを確実に守り、厳正に職務を行います。

2) 適正な届出・報告

私達は、法令等に定められた行政官庁への報告や届出を遅滞なく実施し、また内容の改ざんや隠ぺいを決して行いません。

3) 顧客情報の厳正な管理

私達は、事業活動で知り得た取引先の機密事項やお客様の個人情報を細心の注意をもって取扱い、承諾を得ずに第三者への開示や目的外の使用を行いません。

4) インサイダー取引の禁止

私達は、業務上または役職上知り得た未公表の重要情報によって、自身または第三者の利益につながるインサイダー取引を行いません。

5) 知的財産権の保護

私達は、他社の商標や著作物を無断で使用する等の知的財産権侵害が無いよう細心の注意を払います。また、自社の知的財産権を護ります。

6) 会社財産の保護

私達は、新和産業(株)保有財産の健全な保持に努め、これを業務以外の目的に使用しません。

7) 情報の管理と守秘

私達は、文書をはじめとする各種情報を厳正に管理し、業務以外に使用しないとともに、守秘すべき情報を漏洩させません。

3. 公正な事業活動の遂行

1) 取引先との公正な関係

私達は、取引先との間で社会通念上ふさわしくない接待や贈答を、したり受けたりしません。
また、不当な要求や便宜供与、および優越的な地位の乱用、談合等の不公正な取引を行いません。

2) 明確で公正な契約の締結

私達は、業務・サービスの提供、下請負の発注及び資材の購入活動等、全ての取引において明確で公正な契約を締結します。

3) 私的利益の禁止

私達は、自身や第三者の利益のために、お客様や会社の利益が損なわれることのないよう行動します。

4) 政治活動への適正な対応

私達は、献金・寄付行為等について、また選挙時には関係法令を遵守し、政党や政治家とは健全かつ正常な関係を維持します。

5) 公職者との節度ある関係

私達は、公務員等の公職者に対し、社会から疑惑や不信感を抱かれないよう節度を持って接します。

6) 反社会的勢力の排除

私達は、社会の秩序や安全を脅かす反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持ちません。

4. 業務改善と技能伝承

1) 業務改善の推進

私達は、常に問題意識を持って仕事に取り組み、どんな小さなことでも常に改善に向けて活動を続けて行きます。

また、このために自身の知識を高め、関係者とも活発な対話・議論を行っていきます。

2) 技能の伝承

私達は、新和産業(株)の事業継続・発展のため、自身の技能を次世代に確実に伝承し、後継者の育成に尽力します。

5. 積極的なコミュニケーションの展開

1) お客様の声の反映

私達は、安心・信頼される業務・サービスの提供を続けるとともに、積極的なコミュニケーションにより常にお客様の声に耳を傾け、要請に対しては誠実かつ迅速に対応します。

2) 適時適切な情報開示と広報宣伝活動

私達は、株主をはじめとする関係者に対して企業経営に関する情報を適時適切に開示し、経営の透明性を確保します。

また、適時的確かつ公正な内容による広報宣伝活動を通じて、会社の実態や提供する業務・サービスに対し、正しい理解と評価を得られるよう努めます。

6. 人と社会の尊重

1) 人権の尊重

私達は、性別、出身、障害、宗教、信条等を理由とした差別やハラスメント、またプライバシーを侵害する言動を決して行わず、これらを見過ごしません。

2) 社会への貢献

私達は、地域をはじめとした社会との交流を深め、積極的なボランティア活動等の社会貢献を続けます。

3) 環境への取組み

私達は、環境と調和した持続可能な社会を目指し、地球に優しい企業として環境負荷の軽減に努めます。

4) 私生活における自覚

私達は、港湾運送、運輸、作業請負、その他サービス事業を根幹とする新和産業㈱の一員としての自覚を常に持ち、私生活においても日々良識ある社会人として法令・マナーを守って行動します。

この行動指針は、新和産業㈱の役員・従業員すべてが遵守すべきものです。

各役員および管理職は、この行動指針の精神を浸透させることが自らの責務であることを十分に認識し、率先垂範して社内での周知徹底を図っていかねばなりません。

また、経営トップは、万一この方針に反する事態が発生した場合は、自らが原因究明と再発防止に努め、社会に説明するとともにその責任を明確にして、自らも含めた厳正な社内処分を行うものとします。

